

令和5年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第3号）

- 1 令和5年12月20日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。
- 2 出席した議員は次のとおりである。

1番 閑田大祐	2番 森若 巖
3番 渡辺年範	4番 浜田幸造
5番 尾尻康二	6番 進藤雅通
7番 水橋直行	8番 森 ルイ
9番 上青木 至	10番 信谷俊樹
- 3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし
- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番 水橋直行	8番 森 ルイ
---------	---------
- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 宮地丈彦	書記 角本奈緒子
-------------	----------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長 谷川正芳	副町長 小田 博
教育長 恵良隆久	企画課長 川本亮之
税務課長 平道龍二	住民課長 柿本賢士
会計課長 亀井成美	福祉課長 川野義彦
保健衛生課長 竹下良二	地域経営課長 坂田 誠
建設課長 藤原通伸	下水道課長 下川 昇
教育課長 有田芳徳	
- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	議案第77号	大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について
第2	議案第78号	令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）
第3		議員派遣について
第4		各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の事務調査の承認について
- 8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

暫時休憩いたします。

午前9時00分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第77号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第77号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日より施行され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正が本年12月6日に公布されたことに伴い、大崎上島町手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について詳細を説明いたします。

令和元年5月31日公布の戸籍法の一部を改正する法律により、各種社会保障手続等に必要とされてきた戸籍等の添付省略や、本籍地以外で戸籍の取得が可能となる全国各市区町村で共有可能なネットワークシステムが構築されてきました。この戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日より施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令において定められる手数料の改正が令和5年12月6日に公布され、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定める規定、及び戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収対象と

ならない情報提供等記録開示システムを使用する方法の規定を踏まえた内容に大崎上島町手数料条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 戸籍に関する手数料って年間どのぐらいあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

月に住民票と戸籍を合わせまして、多い月、少ない月がございますが、大体30万円から50万円、月にその程度の手数を今徴収しております。

○1番（閑田大祐君） 分かりました。結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第77号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第78号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算

(第5号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第78号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ8,906万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,457万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正予算は、物価高騰による家計への影響に対する国の施策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における低所得世帯支援枠の実施に要する経費、並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業分を活用した町単独施策の実施に要する経費について所要の補正を行うものでございます。

歳入予算では、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 一般会計補正予算（第5号）の詳細について説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、繰入金の基金繰入金に歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金8,906万8,000円の追加を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

民生費に、物価高騰による負担増を踏まえ、社会福祉費の社会福祉総務費に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及びその事務費に要する経費として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業など2事業で8,426万8,000円を新たに計上をさせていただいております。

次に、児童福祉費、児童措置費でございます。

小学校就学前の乳幼児を養育する父母に対する経済的負担の軽減を図るための支援金として、子育て支援事業費480万円の追加を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ページ数は8ページのことしかないんですけども、社会福祉総務費のところの非課税世帯当てのものなんですけども、非課税世帯に関して言うとコロナ禍においても給付金の事業は実施してると思うんですけども、それは間違いないですよ。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 間違いございません。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ということで、もう既に過去にも実施されている対象者非課税世帯ということでの給付金の事業なんですけども、過去に実施されているにもかかわらずシステム改修に時間がかかるということになるのかなと気になりましたので、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 住民の対象世帯というのは、システムを改修してその都度対象者を把握する必要がございます。前回行っておりますときから日時がたっておりますので、またその時点で改修を行って拾い上げる必要があるかというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） システム改修は、要は非課税世帯を抽出できるようにシステム改修をしているということじゃないんですか。そういうシステム改修だったら、わざわざまた改修をしなくてもその抽出はできると思うんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） システム改修というのは、大崎上島町に人がおりますけども、その中からその都度対象者を拾い上げるためのシステム改修をしているということでございまして、それをその都度選ぶためのシステムそのものをつくっているわけではなくてその都度拾い上げるシステムの改修をしているということでございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） すみません、もう少し詳しく教えてくださいという部分ですが……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。最初からページ数と款項目節を言ってくれって言うとののに、何を言うとのや。

○7番（水橋直行君） すみません、8ページ、今と同じところで社会福祉総務費ですが、非課税世帯を抽出するためのものがあるわけじゃなくて、非課税世帯を抽出すること自体をシステム改修という名にしとるとのことなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 水橋議員がおっしゃるとおりでございます。システム自体があるということではございません。

○7番（水橋直行君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質問なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第78号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定しました。

なお、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会を本日で閉会することに決定しました。

これで令和5年第4回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時03分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員